

DESIGNPROTECT

—— デザイン保護セミナー —— 「令和元年改正意匠法への対応と活用のために」 のご案内

●日本弁理士会員の方へ：この講座は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。
この講座を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として4単位が認められる予定です。

主催：一般社団法人 日本デザイン保護協会
協賛：一般社団法人 日本食品・バイオ知的財産権センター（JAFBIC）
一般社団法人 日本国際知的財産保護協会（AIPPI・JAPAN）

令和元年に大改正された意匠法が、今春4月1日より施行されます。「画像」は物品から独立して意匠の保護対象になり、建築、内装の意匠が新たに登録できるようになります。また、関連意匠の出願期間が10年になるとともに、関連意匠にのみ類似する意匠も登録を受けることができるようになります。多岐にわたる大幅な改正ですので、新たな制度を利用するには十分に理解できていないと感じている方も多いと思います。

そこで（一社）日本デザイン保護協会では、新意匠制度を活用する側が留意すべきポイントについて詳細に解説するセミナーを企画いたしました。

第一部では特許庁の改正意匠法に対応した審査基準作成の責任者である審査第一部意匠課意匠審査基準室長の下村圭子氏に改訂審査基準とその運用のポイントについて講演いただきます。

第二部では特許庁で意匠審査長・審判部門長として実務を多数経験され、意匠制度企画室長としてこれまでの意匠法改正、審査基準改訂にも携われた原田雅美弁理士に今般の法改正の実務上のポイント、改訂審査基準を踏まえた具体的な活用のための懸念点や留意点について解説いただきます。

特許庁の説明会に参加された方にも役立つ内容ですので、ご多用中とは存じますが、是非ご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

- 日 時：令和2年3月13日（金）13:00～17:10
- 会 場：日本消防会館 5階大会議室
- 講師：特許庁 審査第一部意匠課意匠審査基準室長 下村 圭子氏
のぞみ特許事務所 弁理士 原田 雅美氏
- 定 員：50名（定員になり次第締め切らせていただきます。）
- 参加費：（テキスト代含む、消費税込み）／1名
 - 正会員 3,850円
 - 賛助会員 5,500円
 - 賛助（個人）会員・協賛団体会員 6,600円
 - 一般 8,800円

Program

12:30 開場

13:00 「令和元年改正意匠法対応 改訂審査基準の概要」
特許庁 審査第一部意匠課意匠審査基準室長

下村 圭子氏

1. 関連意匠に関する審査基準
2. 建築物の意匠に関する審査基準
3. 内装の意匠に関する審査基準
4. 画像含む意匠に関する審査基準
5. その他

(質疑)

15:00 休憩

15:10 「改正意匠法・改訂審査基準を踏まえた新たな意匠制度の活用」
のぞみ特許事務所 弁理士 原田 雅美氏

1. 建築物と内装の意匠
 - ①出願、権利化のメリットは？
 - ②出願のポイント
2. 画像意匠
 - ①従前の画像意匠と改正後の画像意匠の違い
 - ②出願の対応と調査
 - ③類否判断と権利関係
3. 関連意匠制度
 - ①改正された関連意匠制度の詳細解説
 - ②実戦的対応方法
 - ③特に留意すべき事項
4. その他改正事項の留意点

(質疑)

17:10 閉講

Profile

下村 圭子氏 Keiko Shimomura

1998年特許庁審査官(意匠)。その後、国際課地域政策室、意匠制度企画室、意匠審査基準室、審判部審判官、意匠課課長補佐、主任上席審査官、上席総括審査官を歴任。現在、審査第一部意匠課意匠審査基準室長、及び審査第一部審査監理官(環境・基盤意匠)。



原田 雅美氏 Masami Harada

1983年千葉大学大学院工学研究科工業意匠修了後、特許庁入庁。その後、審査官(意匠)、意匠課長補佐(調査班長)、意匠制度企画室長等を経て、審査長(民生機器)、上席審査長(産業機器)、審判部第34部門審判官を歴任。

2014年4月に特許庁を退職し、現在、弁理士(のぞみ特許事務所)として活躍中。

千葉大学大学院工学研究科非常勤職員、女子美術大学芸術学部非常勤講師、会津大学短期学部非常勤講師